

静岡県告示第647号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、静岡県漁業調整規則（令和2年静岡県規則第61号）第4条第1項第12号に掲げるいるか突棒漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和7年10月3日

静岡県知事 鈴木康友

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
いるか突棒漁業	富士川河口左岸正南の線以東の静岡県海面（伊豆市、沼津市界正西の線以北の駿河湾を除く。）	周年	定めなし	19トン未満	熱海市、伊東市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	10
					東伊豆町、下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町及び伊豆市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	20

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年11月1日から同年11月30日まで

3 備考

この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和8年8月31日までとする。